

件名	施設使用料等の値上げ中止に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区押上 新日本婦人の会墨田支部 支部長 S			
受理年月日	平成28年9月8日	受理番号	第37号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域集会所等、区民施設の使用料の値上げを中止してください。 2 自転車駐車場の「登録手数料」から「使用料」への変更及び値上げを中止してください。 <p>(理由)</p> <p>区長は、今定例議会に、地域集会所等、区施設の「使用料等」を一斉に値上げする「条例改正案」を提出されました。この件に関し、私ども新日本婦人の会墨田支部は9月1日、区長に、「一斉値上げは、区民の『福祉の増進』に相反するものであり、公の施設の役割を後退させるものである」「区民の福祉向上につながる重要な案件を、全区民に説明する場も一切設けず、来年4月から実施するというのは、あまりにも区民をないがしろにしたものであり、到底納得できるものではない」として、提出を控えるよう緊急の申入れを行いました。</p> <p>この申入れに、区長は、「15年間、使用料の見直しをしてくれなかった。今でも他区に比べて決して高い使用料ではない」「利用する人としらない人で不公平があってはならない」「自転車駐車場についても同様の考えで値上げする」と言われました。また、財政事情についても「区は、財政状況が悪いから値上げするのではない」ときっぱり言われましたが、それならなぜ区民に負担増を求めるのか疑問です。</p> <p>15年ぶりの値上げということですが、この間、消費税の引上げや医療・介護の負担増、年金の引下げで、区民の実質賃金は大きく目減りしています。区民の生活がこれだけ苦しいのに、なぜ区民に負担を押し付けるのでしょうか。使用料の値上げは利用抑制につながり、更なる稼働率の低下を招くこととなります。また、区長は「不公平を是正する」とも言われましたが、公の施設において「施設利用者と未利用者の公平性の確保」を持ち込んではいらないと思います。公平・公正であるべき行政が「不公平」を論じることは、いたずらに区民を対立させるものであり、認めることはできません。公の施設は自治体の役割である「福祉の増進」を実現するものであり、受益者負担を持ち込むのは誤りではないかと思えます。使用料の値上げによって、施設を気軽に利用できなくなってしまうことこそ、大きな損失ではないかと思えます。</p> <p>以上の理由から、施設使用料の一斉値上げはとりやめるよう強く求めます。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				